

入 札 説 明 書

(電子入札案件・最低価格落札方式)

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札等の提出場所等
- 5 その他

- 別紙－1 入札書様式（紙入札の場合）
別紙－2 紙入札参加願様式（紙入札の場合）
別紙－3 海上保安庁燃料油類規格

- 別冊 仕様書
別冊 契約書（案）

第五管区海上保安本部

入札説明書

第五管区海上保安本部の特定調達契約に係る入札公告平成27年1月 日付五経経第223号に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、及びその他の法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官

支出負担行為担当官

第五管区海上保安本部長 菅野 孝一

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 28

2 調達内容

(1) 品目分類番号 2

(2) 契約件名及び数量

- ① 航空タービン燃料油購入（単価契約）関西国際空港及び神戸市 1,505,000L
 - ② 軽油（免税）購入（単価契約）阪神港大阪区業者施設 予定数量 271,500L
 - ③ 軽油（免税）購入（単価契約）阪神港大阪区・堺泉北区 予定数量 480,000L
 - ④ A重油購入（単価契約）阪神港 予定数量 2,400,000L
 - ⑤ 軽油（免税）購入（単価契約）阪神港神戸区 予定数量 617,200L
 - ⑥ 軽油（免税）購入（単価契約）阪神港神戸区業者施設 予定数量 604,000L
 - ⑦ 軽油（免税）購入（単価契約）姫路港及び東播磨港 予定数量 415,000L
 - ⑧ 軽油（免税）購入（単価契約）和歌山下津港下津区 予定数量 205,100L
 - ⑨ A重油購入（単価契約）和歌山下津港 予定数量 535,000L
 - ⑩ A重油ほか1点購入（単価契約）田辺港 予定数量 A重油 720,000L、軽油 46,000L
 - ⑪ 軽油（免税）購入（単価契約）串本港 予定数量 200,000L
 - ⑫ A重油購入（単価契約）高知港 予定数量 1,000,000L
 - ⑬ 軽油（免税）購入（単価契約）宿毛湾港 予定数量 280,000L
 - ⑭ A重油購入（単価契約）徳島小松島港 予定数量 750,000L
- ①~⑭について数量の詳細は、搭載場所及び方法毎に仕様書のとおりとする。

(3) 調達案件の仕様書等 詳細は、別添仕様書による。

(4) 履行（納入）期限 平成28年3月31日

(5) 履行（納入）場所 仕様書のとおり

(6) 入札方法

本件は、入札及び書類の提出を原則として電子入札システムで行う調達案件である。

なお、電子入札システムにより難しい者は発注者に紙入札参加願を提出し、紙による入札を行うものとする。

決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札方法は、上記 2 (2) の物品の予定数量に対する総価で行う。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、仕様書、契約書案等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- ④ 軽油購入にかかる入札額の算出にあつては、1 リットル当たりの消費税込単価に、上記 2 (2) の予定数量を乗じた価格の 108 分の 100 に相当する金額を記載することとする。

(7) 入札保証金 免除

(8) 契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「物品の販売」の A ~ D 等級に格付けされ、①~⑪にあつては近畿地区の競争参加資格を有する者、⑫~⑭にあつては近畿又は四国地区の競争参加資格を有する者。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律の規定に基づく石油製品販売業の届出をしている者であつて、購入物品の補給を迅速、適切に行うことができる者であること。
- (5) 第五管区海上保安本部長から指名停止の措置を受けて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告期間中にその停止の期間を満了した者でないこと。
- (6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」(平成 26 年 3 月 28 日付官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

4 入札書の提出場所等

- (1) 証明書等受領期限(競争参加のために必要な証明書等)

平成 27 年 3 月 10 日 17 時 00 分

ただし、電子入札システムにより難しい者は上記日時までに資格決定通知書(写)及び紙入札参加願を(2)の係あて提出すること。(郵送する場合は受領期限までに必着のこと。)

- (2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

第五管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係

TEL 078-391-6555 内線 2224

(3) 入札書の受領期限

①～③平成 27 年 3 月 20 日 17 時 00 分

④～⑥平成 27 年 3 月 23 日 17 時 00 分

⑦～⑪平成 27 年 3 月 24 日 17 時 00 分

⑫～⑭平成 27 年 3 月 25 日 17 時 00 分

(郵送する場合は受領期限までに必着のこと。)

(4) 入札書の提出方法

① 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい者で発注者に紙入札参加願を提出し、紙による入札を行う者は、別紙の様式 1 にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「開札日 開札[契約件名]の入札書在中」と朱書しなければならない。この場合、入札書に記入する日は受領期限までの作成日となるので、誤って開札日等を記入しないこと。

② 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「開札日 開札[契約件名]の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記 4 (2)宛に入札書の受領期限日必着にて送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書無効

① 入札公告等に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札書に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札。

イ 記載漏れ、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

ウ 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる)を欠く入札。

エ 金額を訂正した入札。

オ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札。

カ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札。

キ 他の入札者の代理人を兼ねたもの。

ク 競争参加資格を有するものであっても、開札執行の時点において第五管区海上保安本部長から指名停止の措置をうけて指名停止期間中にある者及び指名停止措置を受けていたが、公告期間中にその停止の期間を満了した者のした入札。

② 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

③ 競争参加資格のある者であっても、入札時点において第五管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。

(6) 入札の延長等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは、入札の執行を延期し、又これを取り止めることがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

- ①平成 27 年 3 月 23 日 11 時 00 分
- ②平成 27 年 3 月 23 日 13 時 30 分
- ③平成 27 年 3 月 23 日 15 時 30 分
- ④平成 27 年 3 月 24 日 10 時 00 分
- ⑤平成 27 年 3 月 24 日 11 時 00 分
- ⑥平成 27 年 3 月 24 日 13 時 30 分
- ⑦平成 27 年 3 月 25 日 10 時 00 分
- ⑧平成 27 年 3 月 25 日 11 時 00 分
- ⑨平成 27 年 3 月 25 日 13 時 30 分
- ⑩平成 27 年 3 月 25 日 14 時 30 分
- ⑪平成 27 年 3 月 25 日 15 時 30 分
- ⑫平成 27 年 3 月 26 日 10 時 00 分
- ⑬平成 27 年 3 月 26 日 11 時 00 分
- ⑭平成 27 年 3 月 26 日 13 時 30 分

第五管区海上保安本部経理補給部 9 階入札室

(9) 開札

- ① 開札は、電子入札システムにより行い、紙による入札者又はその代理人は立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することができない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 電子入札システムの障害によって電子入札に参加できない旨の申請があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行う。

- ・天災
- ・広域、地域的停電
- ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
(ただし、IC カードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

- ⑥ e-BISC センター又は発注者側の障害が発生した場合は、e-BISC センターと協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。また、辞退を確認した入札参加者は、すみやかに書面にて入札辞退届を提出すること。
- ⑧ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

原則として当該入札の執行において、執行回数は2回を限度とする。

再度入札の時間については、原則として開札手続きを行った30分後に行うので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。

なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、電子入札参加者に対して当庁担当官から連絡を行い、この間、紙入札業者は入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

- ① 証明書等を電子入札システムにて提出する場合、使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の何れかによるものとするが、可能な限りPDFファイルで提出すること(圧縮ファイルの添付は厳禁)。

・使用アプリケーション		・ファイル形式
「一太郎」	⇒	「Ver.10 形式以上」
「Microsoft Word」	⇒	「Word2000 形式以上」
「Microsoft Excel」	⇒	「Excel2000 形式以上」
・その他のアプリケーション		
「PDF ファイル」	⇒	「Acrobat5 以上で作成の画像ファイル (Acrobat 形式及び GIF 形式)」

ただし、証明書等の容量が1MBを超えない場合に限る。1MBを超える場合は原則として郵送また民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)により提出すること。

(3) 競争参加資格の確認のための書類

- ① 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差替え及び再提出は認めない。

(4) 落札予定者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(4)に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求用件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。
- ② 落札予定者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札予定者とする。
- ③ 落札予定者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札予定者を決定するものとする。
- ④ 契約担当官等は、落札者予定者を決定した後、平成27年度予算成立をもって、その旨を落札者とされなかった入札者に電子入札システム又は書面により通知する。

(5) 契約書の作成

- ① 本件契約書の作成日は、予算示達の日とする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件 毎月支払い。

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) その他

- ① 本件契約は、平成27年度予算成立を条件とする。
- ② 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において、了知し、かつ、遵守すべき事項は「第五管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

6 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。